

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画改定について

1 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の策定

- 国は平成21年の新型インフルエンザの発生を契機に新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定（平成24年）
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、政府、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関はそれぞれ計画を策定することとされた
- 平成25年、県は新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議を設置し、政府行動計画の内容を踏まえつつ、有識者会議の意見を聴いて県行動計画を策定
- 平成26年、県行動計画の内容を踏まえて、市町村は市町村行動計画を、指定地方公共機関※は業務計画を策定

※：特措法第2条第8号に規定される、医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人等で、県知事が指定する者

【県行動計画の内容】

- 行政、医療機関、企業、学校、県民など社会の構成員が連携・協力し、平時の準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策に関する計画
- 主たる目的は、感染拡大を可能な限り抑制し県民の生命及び健康を保護すること、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるよう取り組むこと

2 政府行動計画、県行動計画の改定

- 令和6年7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、国は政府行動計画を初めて抜本的に改定
- 政府行動計画の改定内容を踏まえ、県は県行動計画を改定する必要がある
- 県行動計画の改定内容を踏まえ、市町村及び指定地方公共機関はそれぞれの計画を改定する必要がある

3 県行動計画改定スケジュール

令和6年		令和7年			
11月	12月	1月	2月	3月	4月～
<ul style="list-style-type: none"> ○第1回有識者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・改定の方向性 ・素案提示 ・意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ○意見取りまとめ ○素案修正 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回有識者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・案提示 ・意見聴取 		<ul style="list-style-type: none"> ○意見取りまとめ ○確定案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○県新型インフルエンザ等対策推進本部開催 ○議会への報告 ○国への報告 ○市町村等への通知・公表
<ul style="list-style-type: none"> ○庁内意見照会 ○市町村意見照会 		<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント ○国への計画案提出 			
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村 市町村行動計画変更作業準備 ○指定（地方）公共機関 業務計画変更作業準備 					<ul style="list-style-type: none"> ○市町村 変更作業着手 ○指定（地方）公共機関 変更作業着手